

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年11月11日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

【機密性2】【完全性2】【可用性2】

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2100782号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2100119号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年2月21日から平成15年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の記録がない。同社には、学生の時からアルバイトとして勤務しており、B社に就職した後も継続して勤務していたが、B社を退職したタイミングでアルバイトから正社員に切り替わったはずである。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び金融機関から提出された請求期間に係る預金取引明細表（流動性）（以下「預金取引明細表」という。）の入金記録並びにA社における複数の同僚の回答から、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の元事業主及び元取締役に照会を行ったものの、回答を得ることができず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、請求者は請求期間に係る給与明細書を保有しておらず、上記回答のあった同僚も、A社における給与明細書を保有していない旨回答している。

さらに、上記預金取引明細表によると、請求期間において毎月22日から25日までの間に入金記録が確認できるものの、当該入金額から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。